

企業責任と行政責任について

石田 康博

企業の不祥事が相次ぐなか、企業と行政の責任の所在が不明確になっている。行政では、従来の出資法人等に限定されていた公の施設の管理を、民間事業者も含めた幅広い団体に行わせることが可能となった。2003年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」の施行によるもので、条例に位置付けをしたうえで議会の議決を条件に、民間事業者も含めた幅広い団体に公の施設を管理運営委託できるようになった。

川崎市は行財政改革の一環として公の施設の管理を民間に委託することを推進している。委託化は財政の効率化と市民サービスの質の向上を目的に5年以上が経過している。現在では186の施設において民間に管理運営が担われ民間の活動領域が拡大し、第3の分権へと進展しているところである。

しかし、管理責任の所在が問われる事故が全国で多発している。2006年7月には、埼玉県ふじみ野市のプール事故で、民間委託における安全対策に問題を提起する悲しい事件が起きた。委託業者はふじみ野市の契約に違反し監視員業務を別の会社を下請けしていたとして、人災との指摘があり裁判で争われた。事故後、ふじみの市は履行状況の確認をするための担当ポストを設置するなど再発防止策を強化している。

ふじみ野市のプール事故の裁判では、市職員が事故の責任をどこまで問われるかが争点となっていたが、さいたま地裁は、2008年5月27日時点で元課長と元係長が業務上過失致死罪の有罪の判決が下され有罪となった。プールの管理責任が施設の所有者にあることを明確にしたもので、他の全ての施設管理にも影響を及ぼすものとなった。

川崎市による指定管理者のチェック体制を調査すると、市内の指定管理者の施設内で発生する事故数は、軽微な転倒やけが物損を含め年間1800件程度であった。事故防止のためのチェック体制は現場への立ち入り調査や事業報告書に基づく評価の実施と公表の義務付けを実施している。策定した協定書違反には管理業務の不履行や法令違反、正当な理由なく川崎市の指示に従わないときは、指定の取り消し処分を行うものとしている。

事故件数については全ての事例を含めた数字とはいえ1年間で前年度に比べて300件の増加となっており、再発防止策をとる必要がある。総務局が調査した結果では、過去の事業所別事故件数一覧において、健康福祉局関係の高齢者施設に事故が多発しており、規模の違いを考慮しても1施設だけの事故件数では2年続けて年間300件を超えている施設があった。施設所有者の責任が問われる可能性があるいま、事故が多発している施設には監督指導を徹底するなど措置が必要である。

指定の取消しや業務停止の事例はこれまでなく、仕様書以外に判断する基準がないことが問題である。管理の適正を帰するためにもモニタリングの強化と安全管理基準を厳しく示した他の「ルール」を策定するべきである。そのことが安心の上で成り立つ市民サービスの向上へとつながるのである。